

明和四年の大坂町奉行所

金銀出入取捌法改正に関する史料

神保文夫

はじめに

明和三年（一七六六）及び同四年（一七六七）に実施された大坂町奉行所金銀出入取捌法の改正は、借金銀の返済を滞らせ、金融取引が沈滞化するという結果を招いたことから、安永年間以降再び旧来の大坂仕来法に復すこととなった。¹⁾この明和三年・四年の金銀出入取捌法改正とその失敗、旧制への復帰に至る経緯の詳細は、これまで必ずしも明らかにされていなかったのであるが、近世私法史における江戸法と大坂法の差異ないし両者の対抗関係とその意義について考える上で、この一件は甚だ興味深い問題を提示しているように思われる。

別稿において筆者は、この明和三年・四年改正の詳細な経緯を知りうる史料として、九州大学大学院法学研究院の所蔵にかかる写本「御代官揖斐十太夫殿支配西国筋之者江京大坂町人へ懸合一件留」²⁾（以下

「懸合一件留」と略称する）のうち、改正の第一段階である明和三年の遠国金銀出入に関する裁判管轄改正の部分を紹介したが、²⁾同写本は大坂町奉行所与力八田五郎左衛門の作成・所持にかかるものであり、数代にわたる八田家の史料は現在九州大学のほか大阪商業大学商業史博物館、神戸市立博物館、東京大学法制史資料室等に分かれて所蔵されている。³⁾本稿では、上記写本のうち改正の第二段階である明和四年の金銀出入取捌手続改正に関する部分を中心に紹介するとともに、大阪商業大学商業史博物館及び神戸市立博物館の所蔵する八田家文書に見える関連記事等をも参照しつつ、この改正とその失敗の意義につきあらためて考察することとしたい。

一 遠国金銀出入の裁判管轄

公事方御定書による裁判制度の全国統一的な運用をはかろうとする老中、勘定奉行ないし評定所一座等に対して、大坂町奉行鵜殿出雲守・興津能登守は享保年中以来認められていた遠国金銀出入に関する裁判管轄権を維持しようとしたものの、結局明和三年（一七六六）八月、遠国金銀出入の管轄権は否定されることになり、大坂町奉行支配四か国（摂津・河内・和泉・播磨）の者と中国・四国・九州二八か国の者の間の支配違金銀出入は、以後すべて「御定書之通」すなわち公事方御定書の支配違出入の原則に従い、江戸の評定所が裁判管轄権を有することとされた。⁽⁴⁾

しかし、大坂町奉行鵜殿出雲守・曲淵甲斐守（興津能登守の後任）はなおも抵抗を続けた。同年一〇月に上申した伺書では、遠国金銀出入の管轄権を失うことは諸国取引の差支となつて大坂の経済を衰退させ、ひいては江戸にも影響を及ぼすことになるであろうと大坂町奉行は主張し、せめて大坂三郷町内より掛る遠国金銀出入の裁判管轄権だけは認めてほしい旨を述べているが、⁽⁵⁾ 同月付で次のような伺書をも提出している。⁽⁶⁾

「見出し」内は朱書、以下同じ」

『式拾』私共支配国并余国江掛り候金銀出入取捌之儀

御下知を以被仰渡候儀二付奉頼候書付

鵜殿出雲守

曲淵甲斐守

中国四国西国百姓町人江他領之者に相掛り候金銀出入、向後之儀、双方共二和泉河内摂津播磨四ヶ国之者二候ハ、私共御役所二而取捌、余国江掛り候出入者、訴訟人大坂町人并私領之分者寺社奉行江添簡いたし、御料所之者二候ハ、御勘定奉行江添簡を以差出候様被 仰出、奉畏候、依之、向後私共御役所取計方之儀、左二奉伺候

一 中国四国西国之者共者勿論、奉行有之國々之外他國之者当表江登り合居候を見届、私共支配國之者共金銀出入等二而願出候節者、訴状相手之旅宿江差遣、出入和談二而相済候得者、濟口承届ケ、出入不相済分者、私共御役所江双方呼出、対決申付、裁許仕候得共、右之類も向後願出候様申渡、私共添簡差遣可申哉

一 私共支配國之者に同支配之者并伏見京都堺奈良奉行支配所一同二相手取金銀出入等二而、私共御役所江願出候節者、右奉行々江掛ケ合候上、相手方之者此表江呼出、一同二対決申付、裁許仕候得共、向後者、相手方右奉行支配之者と入交り有之分者、寺社奉行又者御勘定奉行等江願出候様可申渡哉

一 他國之者私共支配國之内二而変死行倒又者人殺人勾引等致候節者、其支配之奉行或者領主御代官等江懸ケ合候上、吟味仕、変死行倒人等之類者、親類身寄り之者呼出引渡遣、其外人殺人勾引之類二而私共支配國之者と一統二吟味掛り候分者、一件御仕置之儀も私共相窺候上、落着申渡候儀二御座候二付、金銀出

入之外、右躰之類者、他国江懸り合候義も、是迄之通二取計候心得二罷在候

一私共支配国之内当地住御代官所之者相手取金銀出入等二而、支配国之者ハ私共御役所江願出候節者、右御代官所江願出候様申渡候仕来二御座候得共、此度御下知之通二取計、以来者、相手方私共御役所江呼出、対決申付、裁許可仕哉

但、私共支配国之内二而も、御料私領共一ト地頭之もの同士之出入者、是迄之通、地頭表二而之取計二仕置可申哉

一播州之儀者、相隔り候場所二御座候間、摂河両国と違、変死行倒人殺人勾引盜賊等之類、領主切二而取捌候哉、右躰之儀、私領村々より私共御役所江訴出候儀無御座、右之外二も、摂河取捌二振レ候義も御座候、尤依領主二、変死并盜賊抔役人申出候儀も御座候得共、里数隔り候場所も有之候条、都而摂河取扱同様二仕候而者、品二ハ差掛り候儀等者差支二相成候義も可有御座間、公事出入之外者、地頭役人ハ申出候分者取扱、其余者は迄仕来之通二相心得可申哉

『右願人奉行有之国々之者二候得者、支配之奉行江相断候上願出候様申渡候儀、是又前々ハ之仕来二御座候』

一他国之者当表江罷出逗留中、私共支配国之ものと金銀諸色等取引之儀二付、他国之もの工ミ之筋有之、金銀諸色等取込、国元江出立仕候類有之、右之者相手取、支配国之者訴出候節、手延二難成儀御座候節者、相手方御料私領所者勿論、縦令奉行有之

国々二而も、双方共私共御役所江呼出、一通り様子相尋、其上二而其支配々江掛ケ合候上、吟味次第二落着申渡候儀、前々ハ之仕来二御座候間、右等之類差懸り候儀者、是迄之通二取計可申哉

一私共支配国之内、摂河両国在々二変死行倒死御座候節者、一ト地頭切之者二而も、御代官手代領主役人等檢使二罷越、遂見分其上二而私共御役所江一件召連出、見分書并掛り合之者口書等差出、差図を請、死骸片付等申渡候儀、前々ハ之仕来二御座候処、播州之内も尼ヶ崎高槻三田麻田等在住之私領所者、変死行倒死等之類、一ト領主切之者二而他領江不抱分者、前々ハ之仕来二而、私共御役所江不訴出も有之、又者変死之品二ハ、地頭役人訴出候儀も御座候而、一事兩様之儀も御座候得共、右等之類者、先規ハ之仕来り二御座候間、是迄仕来之通二相心得可罷在哉

一私共支配国之者相手取、支配違之国々之者ハ願出、当時相手方江訴状渡シ置候分、追々対決申付も有之、又者対決相濟、当時日切、又者吟味中之者共も御座候間、右之通手掛ケ置候分者、是迄仕来之趣を以取計候様可仕哉、又者当時相手方江訴状遣置候者勿論、吟味取掛り候者二而も、私共支配国之外、余国ハ支配国之者相手取願出候分者、寺社奉行御勘定奉行等江相願候様申渡、訴状返答書共双方江差返候様可仕哉

右ヶ条之趣奉窺候、以上

戊（明和三年）十月

鵜殿出雲守

曲淵甲斐守

何の内容は、裁判管轄権が否定された遠国金銀出入に関連するものほか、変死・行倒・人殺・人勾引・盜賊等の届出ないし吟味筋の管轄に関するものを含んでいる。裁判管轄の改正が、単に大坂町人が中国・四国・西国の者を相手取る場合という単純な遠国金銀出入の問題だけに止まらないものであることを指摘した上で、それぞれについて今後の取扱につき指示を仰いだものである。右の文書には宛名の記載がないが、大坂城代松平和泉守に提出され、城代から江戸の老中に伺ったものであることは、後掲『式拾貳』の記述から知ることができる。しかるに数か月を経過するもこれらの伺に対する回答が得られなかつたため、鵜殿出雲守・曲淵甲斐守は翌明和四年（一七六七）四月、再度伺書を提出した。

『式拾貳』他国江掛候金銀出入訴状当時

浮置候分取計方之儀奉伺候書付

鵜殿出雲守

曲淵甲斐守

中国西国百姓町人江他領之者、相掛候金銀出入、向後之儀、双方共和泉河内摂津播磨四ヶ国之者二候ハ、私共御役所二而取捌、余国江掛り候出入者、訴訟人大坂町人并私領之分者寺社奉行江致添翰、御料所之者二候ハ、御勘定奉行江添翰を以差出候様、去戌八月被 仰出、奉畏候、右二付取計方之儀、先達而相窺置候二付、

他国江掛り候金銀出入願出候分、訴状留置、追而沙汰可仕旨申渡、

訴状浮置申候、尤不差急出入も御座候得共、右之内、相手当表江

登合候を見掛願出類も御座候得者、此上捨置候も如何二奉存候間、

浮置候分、願人共呼出、他国江掛候金銀出入取捌方之儀二付、相

糺候儀有之、当時孰レ共難及沙汰旨申渡、訴状願人共江差返候様

可仕哉、又者御下知相済候迄者其俟見合罷在候様可仕哉、此段奉

伺候、以上

亥（明和四年）四月

鵜殿出雲守

曲淵甲斐守

先の伺に対する回答が得られないため、奉行所に提出された訴状を「浮置」、すなわち保留の状態にしているので早く指示をいただきたいという趣旨である。これに対し大坂城代を通じて老中からの指示が伝えられたのは、ようやく同年九月のことであった。

『式拾貳』明和四丁亥年九月廿日御城代松平和泉守殿

鵜殿出雲守殿曲淵甲斐守殿江被成御渡候御書付写

先達而被 仰出候中国四国西国百姓町人江私領之者、相掛り候

出入取扱之儀二付、去戌十月書付言通被差出、猶又被相伺候趣、

江戸江申上置候処、各被相伺候書面之趣、何も御定准例等も有

之儀二付、委細三奉行江掛ヶ合承合、若其上二而も難相決儀も

候ハ、其趣を以猶又可相伺旨

一右之節一緒二被差出候金銀出入二付当地御仕置下知之留并遠国

江掛り候金銀取引仕方書共貳冊、存寄書言通、是又相伺候処、

右従当地余国江掛り候出入之儀、大坂三郷町内二不限撰河播泉之者より余国江掛り候都而之出入、先達而被 仰付候通相心得、当地二而者取捌申間敷候、且滞金銀二も、三十日限切金二不相成も有之候間、当時大坂表二而取捌候滞金銀出入之名目相認、三奉行江承合候様可致候、且又右取扱方不相極二付浮置候分、右被 仰下候趣を以可取計候、右之趣各江申渡候様、老衆申來候間、被得其意、三奉行へ掛ケ合可有之候

九月

大坂城代から江戸の老中へ伺ったところ、「何も御定准例等も有之儀二付、委細三奉行江掛ケ合承合」うようにとのことであり、ここでも「御定」すなわち公事方御定書の規定との関係が重視されている。「右之節一緒二被差出候金銀出入二付当地御仕置下知之留并遠国江掛り候金銀取引仕方書共式冊、存寄書巻通」には、享保以来認められてきた大坂独自の金銀出入取捌法、遠国金銀取引の内容が詳記されているが、それらを示しつつ遠国金銀出入の管轄権存続を求めていた大坂町奉行に対し、老中からの指示は、明確にこれを 最低限の要求であった大坂三郷町内から掛かる分も含めて 否定するものであった。その上で「滞金銀二も、三十日限切金二不相成も有之候間」、すなわち金銭債務であつても金公事の扱いにならないものがあるので、大坂で裁判している金銀出入の名目を書上げて三奉行に問合わせ、また現在「浮置」にしている訴訟は下知通り取計らうようにとの指示である。

しかるに大坂町奉行鶴殿出雲守・曲淵甲斐守は同月中に、城代松平

和泉守に対して左の伺書を提出している。

「見出し」

『式拾三』撰河播泉之外余国江掛り候諸出入取捌

之儀二付猶亦奉伺候書付

鶴殿出雲守

曲淵甲斐守

一撰河播泉四ヶ国之者と伏見京都奈良奉行支配所之者之内一同二相手取金銀出入等二而、右四ヶ国之者私共御役所江願出候節者右奉行々江掛ケ合候上、相手方之者此表江呼出、一同二対決申付、裁許仕候共、向後者相手方右奉行支配之者と入交有之分者、寺社奉行御勘定奉行江願出候様可申渡哉

一他国之者撰河播泉之内二而変死行倒又者人殺人勾引等致候節者其支配之奉行或者領主御代官江掛ケ合、変死行倒人之類者親類身寄之者呼出引渡、尤右二付吟味可相成品并右一件之内江他国之もの携候類、都而差延難置分者、先ツ一通相糺、他国之者相交候分者、寺社奉行御勘定奉行江相渡可申候哉

一撰河播泉之内当地住御代官所之者相手取金銀出入等二而、右四ヶ国之者私共御役所江願出候節者、右御代官江願出候様申渡候仕来御座候得共、以来者相手方私共御役所江呼出、対決申付、裁許可仕哉

但、右四ヶ国之内二而も、御料所二而双方共同御代官所之者、并私領者一ト地頭之者同士之出入者、是迄之通御代官地頭表二而之取計と相心得罷在候

一他国之者当表江罷出逗留中、撰河播泉之者と金銀諸色等取引之儀二付、他国之者工三筋有之、金銀諸色等取込、国許江出立仕候類每度有之、右之者相手取訴出候節、手延二難成儀御座候八、相手方御料私領所者勿論、縦令奉行有之国々二而も、双方共私共御役所江呼出、一通り様子相糺、寺社奉行御勘定奉行江引渡可申哉

但、右四ヶ条之趣者、先達而差上候伺書之内二御座候得共、

此儀二付分而御下知無御座候間、以来之義猶又奉伺候

『松平和泉守殿』

御附紙』

是迄之四ヶ条、三奉行江掛ヶ合可被申候

一撰河播泉之者同士出入吟味之内、引合等二而、京都奈良伏見者勿論、其他他国之者携候而、呼出相尋不申候而者難相分儀御座候節者、唯今迄之通、他国之者二而も呼出、吟味可仕候哉

『御附紙』

是迄之通可被相心得候

一伏見京都奈良奉行支配所之者共と撰河播泉之者と入交候諸出入二付、右奉行々と四ヶ国-国-之者呼出之義申来候節者、是迄之通差遣可申哉

『御附紙』

是迄之通可被相心得候

一泉州之儀、山論地論水論者私共御役所二而取計、其余者都而之

出入泉州一ヶ国-義者堺奉行取捌仕候二付、大坂三郷町内撰河播之者共泉州之者相手取候諸出入者、堺奉行江相願候様申渡、書付差返来候得共、四ヶ国之内之儀二御座候間、撰河播之者と泉州之者入交候諸出入者、訴訟方相手方無差別、私共御役所江呼出、吟味之上裁許可仕候哉、右伺之通御差図も御座候八、其段堺奉行江被仰渡候様仕度奉存候

但、右三ヶ条者、此度当表取捌方相改候二付申上候

『御附紙』

此義、追而可申達候

右之通奉伺候、以上

亥九月

鶴殿出雲守

曲淵甲斐守

前四条は同趣旨のものが『式拾』にも上げられていたが、第二条後段と第四条は、『式拾』では従来通り大坂町奉行の取計でよいかという形で伺っていたのが、『式拾三』では寺社奉行又は勘定奉行へ差出すべきかという伺に変わっており、大坂町奉行の姿勢が若干軟化しているようにも見える。この四か条についての城代松平和泉守の指示は、『式拾式』で述べられていたのと同様、三奉行に直接掛合うようにというものである。

後三条は新たな内容の伺であるが、和泉守の附札は遠国金銀出入の管轄問題に直接関わらないと思われる二か条について大坂町奉行の取扱を従来通り認め、堺奉行との関係で従来からの取扱の変更を求めた一か

条については、追って指示するとしている。従来堺奉行の管轄とされていた「摂河播之者と泉州之者入交候諸出入」について、大坂町奉行の管轄に変更したいというのが何の趣旨であるが、「四ヶ国之内の儀二御座候間」と大坂町奉行の支配国内であることを強調して、自らの権限強化をはかるうとしているように思われる。

大坂町奉行は城代の指示に従って、江戸の三奉行に対し問合をした。

『式拾四』

以切紙致啓上候、然者中国四国西国百姓町人と摂河播泉百姓町人金銀出入有之、何レ願出候とも、御料私領之無差別、私共御役所二而取捌来候処、双方共二和泉河内摂津播磨四ヶ国之者二候ハ、私共御役所二而取捌、余国江掛り候出入者、訴訟人大坂町人并私領之分者寺社奉行、御料之者二候ハ御勘定奉行江、添簡を以差出候様被仰越候旨、去戌八月松平和泉守殿被仰聞候二付、猶又取捌方之儀、ヶ条書を以相同候処、書面之趣何も御定准例等も有之儀二付、委細各様江御聞合、若其上二而も難相決義も候ハ、其趣を以可相同旨、御下知被仰越候段、此節和泉守殿被仰聞候二付、則右ヶ条書之内、御問合申候趣書拔、別紙書付言通進達仕候

一 当表仕来之儀二付、別紙二ヶ条之趣も先達而前文一所二相同候処、何も御定准例等も有之儀二付、委細各様二御聞合申候様、此度被仰越候得共、余国江懸り候金銀出入二者無之仕来之儀相伺候事二付、別段二書拔、書付言通進達仕候

一同仕来之内の儀二付御問合申度、別紙書付言通進達仕候
一 支配人取引之儀二付御問合申度、是又別紙書付言通進達仕候間、其御地御取捌之趣、右四口共御附紙を以被仰聞可被下候、右等之類為可得貴意義如斯二御座候、以上

閏九月

曲淵甲斐守印

鵜殿出雲守印

三奉行宛

追啓、滞金銀二も三十日限切金二不相成も有之候間、当時当表二而取捌候滞金銀出入之名目相認各様江御問合申候様、是亦此節御下知之内二御座候、此義者先達而得貴意候儀二付、猶亦此上相残義も御座候ハ、追々可得貴意候、已上

『見出し』

『式拾五』 初ヶ条御問合書

一 私共支配国之者同支配之者并伏見京都堺奈良奉行支配所之者一同二相手取金銀出入等二而、私共御役所へ願出候節者、右奉行々へ掛ヶ合候上、相手方之者此表へ呼出、一同二対決申付、裁許仕候得共、向後八相手方右奉行支配之者と入交有之分ハ、寺社奉行亦者御勘定奉行等へ願出候様可申渡哉

『此儀、享保七寅年北条安房守鈴木飛騨守当表町奉行勤役之節、国分ヶ之儀御下知有之候処、京都所司代松平伊賀守殿も御達有之、五畿内近江丹波播磨八ヶ国を京都大坂江四ヶ国宛二分取捌可申候、猶亦町奉行可申合旨被仰越候二付、則安房守

出京之上、彼地町奉行諏訪肥後守阿部豊前守江万端承合候上、撰河泉播之者、京都支配四ヶ国之者相手取願出候節、彼地へ願出候様申渡、彼地支配国之者、此方支配国之者相手取候出入者、当表へ願出候様可申渡旨、申合置、其以来右之通取計来申候、尤此儀者、先達而相親候節者不申上候得共、為御見合得貴意候。

一他国之物私共支配国之内二而变死行倒又者人殺人勾引等いたし候節者、其支配之奉行或者領主御代官等へ懸ヶ合候上、吟味仕变死行倒人等之類者親類身寄之者呼出引渡遣、其外人殺人勾引之類二而、私共支配国之者と一統二吟味掛り候分者、一件御仕置之儀也、私共相親候上、落着申渡候儀二御座候二付、金銀出入之外、右躰之類者、他国江掛ヶ合候儀也、是迄之通二取計候心得二罷在候。

一私共支配国之内、当地住御代官所之者相手取金銀出入等二而、支配国之物私共御役所へ願出候節者、右御代官所へ願出候様申渡候仕来り二御座候得共、此度御下知之通二取計、以来者相手方私共御役所へ呼出、对決申付、裁許可仕哉。

但、私共支配国之内二而も、御料私領共一卜地頭之者同士之出入者、是迄之通、地頭表二而之取計二仕置可申哉。

一他国之物当表へ罷出逗留中、私共支配国之物と金銀諸色等取引之儀二付、他国之物工三之筋有之、金銀諸色等取込、国元へ出立仕候類有之、右之者相手取支配国之物訴出候節、手延二難成

儀御座候節者、相手方御料私領所者勿論、縦令奉行有之国々二而も、双方共私共御役所へ呼出し、一通り様子相尋、其上二而其支配ヶ合候上、吟味次第二落着申渡候儀、前々之仕来り御座候間、右等之類差掛り候儀者、是迄之通二取計可申哉。『見出し』

二ヶ条目御問合書

一播州之儀者、相隔候場所二御座候間、撰河両国と違、变死行倒人殺人勾引盜賊等之類、領主切二而取捌候哉、右躰之儀、私領村々私共御役所へ訴出候儀無御座、右之外二も撰河取扱二振レ候儀も御座候、尤依領主二、变死并盜賊坏人申出候儀も御座候得共、里数隔り候場所も有之候条、都而撰河取扱同様二仕候而者、品二寄差掛り候儀等八差支二相成候義も可有御座候間、公事出入之外者、地頭役人申出候分者取扱、其余者は迄仕来之通二相心得可申哉。

『右願人奉行有之国々之者二候得者、支配之奉行へ相断候上願出候様申渡候儀、是又前々之仕来二御座候。』

一私共支配国之内、撰河両国在々二而变死行倒死御座候節者、一卜地頭切之者二而も、御代官手代領主役人等検使二罷越遂見分、其上二而私共御役所へ一件召連出、見分書并掛ヶ合之口書等差出、差図を請、死骸片付等申渡候儀、前々之仕来り二御座候处、撰州之内も尼崎高槻三田麻田等之私領者、变死行倒死等之類、一卜領主切之者二而他領へ不抱分者、前々之仕来り二而、

私共御役所へ不訴出も有之、又者変死之品二寄、地頭役人訴出候儀も御座候而、一事両様之儀も御座候得共、右等之類者先規_レ之仕来二御座候間、是迄之通相心得可罷在哉

『見出し』

三ヶ条目御問合書

一 撰河播泉四ヶ国之内御料私領之者諸願諸出入共、書付二庄屋年寄等奥印有之候得者取上、吟味之上裁許仕候仕来二御座候、其御地二而者、都而御料私領共、添翰又者添文等無之分者願御取上無御座候哉、御取捌之趣御問合申候

『見出し』

四ヶ条目御問合書

一 遠国之者、大坂町内者勿論、撰河播泉之内二出店を構、支配人を付、右支配人名前を以金銀等取引仕、并出店と申名前不差出、商物取計、支配頼置候之者数多御座候、右出店支配人并商物取計支配人を相手取、当地之ものより金銀出入願出候節、致支配居候段無相違上者、本主遠国之者之儀二付、当表二而者不取捌、其御地へ願出候様申渡候筋二御座候哉、并右出店之もの_レ外町人江売懸ヶ等之願問々有之候、右之類も同様二可申渡哉、併支配人名前を以取引仕候上者、右支配人を本主二相立候筋も可有御座哉、右之内二者、当表二而家屋敷所持いたし、支配人名前を以町役等之儀も居町人同様二相動来候も有之、又者出店かし家二候而も、町役等相動候儀者同様之儀二御座候間、都而支配

人名前二而取引之儀ハ、其儘当表二而取捌候筋二も御座候哉、既此節当表之もの商物支配人を相手取願出候もの有之候付、為御見合、右預り銀証文写左二相認掛御目、御問合申候

預り申銀子之事

一 銀貳貫百六拾五匁也

右之銀子預り申所実正也、何時成共其元入用次第、此手形を以急度相渡可申候、為後日依而如件

土州虎屋七之丞代

当地支配人

明和貳年酉二月

豊嶋屋次兵衛殿

早屋吉兵衛印

前書之銀子、壹貫目二付一ヶ月二拾五匁宛利足加へ、元利共当五月晦日二返済可仕候、万一其元急入用之儀有之候ハ、右切月二不構、御勝手次第返并可仕候、為其奥書仍而如件」

また一月には、次の問合を追加している。

『貳拾六』

以切紙致啓上候、然者伏見京都奈良奉行支配国之者_レ撰河播之者相手取都而之出入并泉州之者者地方二附候出入等二而相手取、私共御役所江願出候節、是迄者裁許仕候得共、撰河播泉四ヶ国同士之者二候得者私共御役所二而取捌、余国へ掛り候出入者其御地へ相願候様可申渡旨、御下知有之、右二付、先達而当表取捌方之儀二付、ヶ条書を以御問合申置候処、此節和州之者_レ当

表之者相手取願有之候、右之類も私共支配国同士之者二者無之
 二付、願不取上筋二御座候哉、又者願人他国之者二候共、当地
 之者江掛り候出入者、当表二而取捌候事二候哉、京都町奉行へ
 者先年申合も有之候故、先達而御問合申候初ケ条朱書二其段得
 貴意候得共、御見合迄二認置候儀二付、分而貴報者御座有間敷
 哉と奉存候、此度和州之者、当表之者計相手取願出候間、右猶
 又御問合申候、尤先達而御問合申置候訴状共口々未浮置候間、
 御用多二者可被成御座候得共、否御一所二貴報被仰聞候様仕度
 候、右為可得貴意如斯御座候、以上

十一月五日

曲淵甲斐守印

鵜殿出雲守印

土井大炊頭様〔寺社奉行〕

久世出雲守様〔寺社奉行〕

松平伊賀守様〔寺社奉行〕

土岐美濃守様〔寺社奉行〕

依田豊前守様〔町奉行〕

土屋越前守様〔町奉行〕

安藤弾正少弼様〔勘定奉行〕

牧野大隅守様〔勘定奉行〕

右書状之写御城代松平和泉守殿へ差上候事

これに対して三奉行からは次のような挨拶があった。

『七七』

当月五日之御切紙令拜見候、然者伏見京都奈良奉行支配国之者、撰
 河播之者相手取都而之出入并泉州之者者地方二附候出入等二而相手
 取、其御役所へ願出候節、是迄者裁許有之候得共、撰河播泉四ヶ国
 同士之もの二候得者其御役所二而御取捌、余国へ掛り候出入者御当
 地へ相願候様可被御申渡旨御下知有之、右二付、先達而其表取捌方
 之儀、ケ条書を以御問合之處、此節和州之もの、其表之者相手取願
 有之、右之類も支配国同士之者二も無之間、無取上筋二候哉、又者
 願人他国之もの二候共、其表之もの江掛り候出入者、御取捌可有之
 哉、京都町奉行へ者先年申合も有之候故、先達而御問合之初ケ条朱
 書二御申越候得共、見合迄之儀二付、分而御報二八及間敷哉、此度
 和州之者江者其表之者計相手取願出候間、猶又御問合之由、尤先達
 而御問合置候訴状共口々いま被浮置候間、否一所二可申達由、御
 紙面之趣令承知候、豊前守越前守病氣二而、去月下旬、評儀相延罷
 在、此節豊前守出勤二付、先達而御問合之趣委細令評儀候得共、一
 座評儀之趣計二而申達候筋二無之候間、伺之上、御差図有之次第、
 委細可申達候、右之通二而及延引候訳、先及御報置候、以上

十一月廿六日

牧野大隅守印

安藤弾正少弼印

土屋越前守印

依田豊前守印

土岐美濃守印

松平伊賀守印

鵜殿出雲守様

曲淵甲斐守様

久世出雲守印

土井大炊頭印

評定所一座の評議だけで指示を与えることはできないので、(老中に)伺の上、差図があり次第回答すると述べているが、結局この大坂町奉行からの問合に対する挨拶は与えられないまま、時日は徒らに過ぎていった。

明和三年の改正によって、それまで大坂町奉行所が有していた遠国金銀出入に関する裁判管轄権はたしかに否定されたのであるが、大坂町奉行はそのことを表面的には受け入れつつ、複雑なケースや微細にわたる問題を取上げて江戸に指示を仰ぎ、裁判管轄権の維持を極力実質的にはかろうとしているように見える。少なくとも、問合に対する挨拶が来るまでは従来通り取扱うか、あるいは受理した事件の手続進行を止めているのであり、改正の趣旨に沿って事案を江戸へ移送することは全くせず、いわば時間稼ぎをしているようにすら思われるのである。

二 金銀出入の取捌手続

このように、明和三年の改正により遠国金銀出入に関する裁判管轄権が否定されてからも、大坂町奉行・大坂城代と江戸の老中・三奉行の間で上記のようなやりとりが行われていた一方で、大坂町奉行所で

裁判される金銀出入の取捌手続についても、江戸法に倣った改正が実施されることとなった。これがいわば改正の第二段階であるが、ここでもやはり大坂と江戸の間で数次にわたる折衝があり、大坂町奉行は簡単にこの改正を受入れることはしなかった。「懸合一件留」には、

「貸金銀出入切金濟方御下知并右二付

三御奉行と御掛ヶ合致決着候迄大坂

御仕来之通御取計候御下知留

明和三戌年五月ノ

と記した中扉があり、以下の史料が収録されている。

『貳拾八』

於其地貸金銀出入取計之儀、貸銀滞訴出候得者、銀高二心し日限濟方申付、日限二不相濟候得者、手鎖之上、身上限訴訟人江為相渡、尤先訴請居候者を相手取、又々外願出候而も、先訴不相濟内者後訴取上不申、同日二願出候得者、幾口二而も為請、身限申付候節、銀高二心し諸色配分為致候仕来二候由、都而先訴有之者相手取願出候得者、先訴相濟候段承届候上可願出旨申渡、先訴相濟候次之公事訴訟日二願出候得者、訴状為請候儀二而、先訴相濟候段願人共承合、新二願直候由、其地之ものとも八、先訴相濟候之段承合、次之公事訴訟日二可訴出候得共、当地之ものとも、或其地之寺院二而も評定所一座裏判相願候分八、其地二而先訴相濟候段承候上訴出、一座裏判目安を以其地江持參候故、日数相掛り、口々借銀請居候もの二而、其地町家

之訴訟人多候得者、一座裏判之方八何ヶ度も後訴二相成、貸方之者致難儀候事候得者、以来者当地二而貸金銀取計方之通、借用高二不拘三十日限濟方申渡、右日限不相濟候得者、高二応し切金二申付、尤先訴後訴之無差別、幾口も右之通取計候而も差支有之間敷哉、町奉行共江も存寄被相尋、差支有無共其訳委細二可被申越候、以上

右之通、老衆が申来候

五月

右御書付、明和三丙戌年五月十日松平和泉守殿御渡有之事」

金銀出入の取捌手續に關して、江戸と大坂では顯著な違いがあった。⁹⁾江戸の債務弁済手續は切金すなわち長期分割弁済が認められるのに対して、大坂では原則として切金弁済を認めず、債務を弁済しない場合には、一定の猶予期間は与えるものの、速やかに身代限を執行し、江戸に比べて債権回収がはるかに迅速確実に行われる。この切金弁済制の有無が江戸法と大坂法のもつとも重要な相違点であり、前掲中扉の表題が今回の改正を「貸金銀出入切金濟方御下知」と称していることからもそのことは窺われる。¹⁰⁾また、大坂では先訴後訴を区別して先訴が終了するまで後訴を受理しないが、江戸では先訴後訴の差別なく何口でも受理する。右の書付は、大坂町奉行所における先訴後訴制（先訴優先制）が江戸の債権者や評定所一座裏印を必要とする大坂の寺院にとつて不都合であることから、大坂の金銀出入取捌法を江戸法に従つて改めることの可否を老中から尋ねてきたものである。

大坂町奉行鶴殿出雲守・曲淵甲斐守はこれに対し、次のような回答をした。

見出し

『式拾九』当表金銀出入濟方切金二申付差支之儀

無之哉之旨御尋二付申上候書付

鶴殿出雲守

曲淵甲斐守

於当表貸金銀出入取計之儀、貸銀滞訴出候得者、銀高二応し日切濟方申付、日切二不相濟候得者、手鎖之上身躰限り訴訟人江為相渡、尤先訴請居候ものを相手取、亦々外が願出候而も、先訴不相濟内者後訴取上不申、同日二願出候得者、幾口二而も為請、身躰限申付候節、銀高二応し諸色配分致させ候仕来二御座候、都而先訴有之者相手取願出候得者、先訴相濟候段承届候上可願出旨申渡、先訴相濟候次之公事訴訟日二願出候得者、訴状為請候儀二而、先訴相濟候段願人共が承合、新二願直候、此儀、当表之者共者、先訴相濟候段承合、次之公事訴訟日二可訴出候得とも、其御地之者共、或当表之寺院二而も評定所一座裏判相願候分者、当表二而先訴相濟候段承届上訴出、一座裏判目安を以当表江持参候故、日数相掛り、口々借銀請居候もの二而、当表町家之訴訟人多候得者、一座裏判之方者何ヶ度も後訴二相成、貸方之者致難儀候事二候得者、以来者其御地二而貸金銀取計方之通、借用高二不拘三十日限濟方申渡、右日限不相濟候得者、

高二心シ切金申付、尤先訴後訴之無差別、幾口も右之通取計候而も差支有之間敷哉、私共存寄御尋之上、差支之有無共委細二可申上旨被仰渡、奉畏、則左二申上候

一当表金銀出入取捌之儀、前方者、対決之上、日数三十日切濟方申付、不相濟時者、二十日十日五日と段々拾貳三切も日延申付、其上二も不埒二候得者、手鎖掛ケ、日切者不申付、双方相對二而濟候歟、亦者身躰倒候迄者、其儘二而差置候二付、年数延候金銀出入数多有之候処、北条安房守鈴木飛驒守当表町奉行之節、享保四亥年十一月安房守參府、翌子年於江戸有馬兵庫頭を以大坂表金銀出入裁許之次第御尋之上、向後取捌之儀御下知を以相極、銀高二心シ輕中重日切濟方申付、其上二も不埒之者者、手鎖掛、三十日過候得者、直二掛目安之者江身躰限り為相渡候儀、町触差出、猶又高札場江懸札を以爲相知置、翌丑年正月より以來右之通取捌来候儀二御座候間、身躰限為渡候迄之次第嚴敷御座候之故、借り方之者共油断も不仕候儀二御座候得者、多分日切中出入相濟候二付、貸方之者共金銀取引通用宜趣二も相聞申候、以來切金相成候者、万々一返銀手延二可相成と金主共相心得、若通用二も相響キ可申哉、此段者見越候儀二付、丈夫二者難申上候得共、御尋二付、先此段申上候

一先訴請居候もの、後訴取上不申候儀、是又相糺候処、以來切金二相成候得者、勿論其沙汰二者及不申候得共、全躰享保五子年御下知之趣と当時取捌来候と者相違仕、子年御下知二者、訴状

相手方江差遣候而も、対決之上濟方日切証文不申付内之後訴者、幾口も為請候様可仕旨二御座候、然ル処當時之仕来者、訴状何通二而も同日差出候得者裏書仕、相手方江差遣、翌日訴出候分者、相手方先訴有之旨申聞、訴状取上不申候、御下知有之候以後、右之通取捌相違仕候儀者、伺之上相極候哉、此段難相分御座候、然ル上者、子年御下知之通二、以來取捌候而も、対決濟方申付候迄者、余程日合も有之候之儀故、縦遠国之訴状二而も、右日合之内二者願出可申事二付、唯今迄之通、何ケ度相願候ても、先訴二支願出候期無之と申程之儀者御座有間敷哉と奉存候二付、此段も申上候

但、去西十二月三奉行申越候者、一旦三奉行裏判差出候出入有之上者、夫の後之願人共者、後訴二候間、其旨を以取計候者、順も宜可有之候、併当表二差支も候哉、可申越旨二付、右躰先格者無之候得共、是迄仕来之通にてハ、三奉行裏判訴状差越候節、先訴有之候得者引上、先訴濟候段承付、新二願直候姿二付、江戸町人并当地寺院杯二而も、三奉行裏判之儀願出、当表江訴状致持參候内、右相手之もの外訴状請候得者、亦々引上候二付、一座裏判訴状為請候期も無之道理二而右取計者仕来迄之儀二御座候二付、一度願出候者者、縦引上候訴状二而も、最初願之日を願掛ケ之順二立、先訴相濟候ハ、此方順二呼出為請候様取計候ハ、三奉行裏判訴状も、日順ヲ以相立候儀二付、以來者右之通二も取計可申旨、返書差遣、

其後者右取計二相極置申候、右之通、一度願付置候得者、数度出候二も不及、日順二至候八、此方へ呼出為請候儀二付、遠近無差別、訴状為請方一躰二相成り、強而願人共及難儀候義者御座有間敷哉と奉存候』

前書二申上候通、切金二罷成決而差支候儀八無御座候得共、当时之振合も一通り申上置候、以上

戊八月

鵜殿出雲守

曲淵甲斐守

この中ではまず大坂町奉行所における金銀出入取捌法の沿革を説明しているが、享保五年（一七二〇）改正以前の手続に関する記述は、他ほとんど史料が知られておらず、きわめて貴重である。⁽¹¹⁾ 同年の改正以来、大坂町奉行所では分割弁済を廃止して厳格な手続をとることによって迅速な債権回収が可能となり、金銀取引通用が円滑に行われているのであり、しかるに今後もし切金弁済ということになれば、金主が債権回収に不安を抱き、金融に影響を与えることが予想されると述べている。

老中より指摘された先訴後訴制に関しては、享保五年改正時の下知では対決の上日切証文申付までは後訴を受理するようにとのことであったが、現在は同日出訴の分までしか訴状を受理しておらず、このように取捌方が変わったのが何の上のことであったか否か、その経緯は不明である。したがって今後享保五年改正時の取捌方に戻すならば、対決から済方申付までにはかなり日数があるので、現在のように何度

願出ても後訴が受理されなくて困るといふほどのことはないであろうと述べている。享保五年の改正以降も、大坂町奉行所における金銀出入取捌法は更に修正を加え、変化しているが、老中に指摘された先訴後訴制の不都合な面については享保五年改正時の内容に引き戻すことよって対応が可能だと説明しているのである。また但書では、昨明和二年（一七六五）一二月に三奉行から指摘された評定所一座裏判訴状について、一旦訴出た者は受理日順に奉行所から呼び出すことに改めたので、従来のように先訴終了を待つて何度も訴出る必要はなくなっていると述べている。

末尾に「切金二罷成決而差支候儀八無御座候得共」と述べてはいるが、あくまでそれは老中の下問に対し正面から否定的な回答をすることを遠慮した表現であるに過ぎず、老中ないし三奉行が指摘した先訴後訴制の問題点はすべて回避可能であることを示し、切金弁済制を含む江戸の金銀出入取捌法の導入を婉曲に拒否しようとしているのである。

しかるに一年近く経った明和四年七月、老中より大坂城代松平和泉守を通じて金銀出入取捌法の改正が伝えられた。⁽¹²⁾

「明和四亥年七月廿六日御城代

松平和泉守殿御渡被成候

『三拾』御下知書之写

当表貸金銀出入取計之儀、貸銀滞訴出候得者、銀高二心日切済方申付、日切不相済候得者、手鎖之上、身躰限訴訟人江為相渡、尤

先訴請居候者を相手取、亦々外願出候ても、先訴不相済内者後訴不取上、同日二願出候得者、幾口にても為請、身躰限申付候節、銀高二応諸色配分為致候仕来之由候処、以来者江戸表二而貸金銀取計方之通、借用高二不拘三十日限済方申渡、右日限二不相済候八、高二応切金申付、尤先訴後訴之無差別、幾口二而も右之通取計候様可致候、委細之儀者三奉行江承合候様、各江可申渡旨、老衆申来候間、可被得其意候

七月

右御書付、同月廿六日松平和泉守殿御渡有之候事」

この下知に接した大坂町奉行鶴殿出雲守・曲淵甲斐守は衝撃を受け、直ちに城代に伺書を提出した。

「見返し

『三拾壹』当表金銀出入済方切金二申付候様

被仰渡候儀二付奉窺候書付

書面御附札之通可取計旨被仰渡奉畏候 鶴殿出雲守

亥七月廿九日

曲淵甲斐守

当表貸金銀出入取計之儀、貸銀滞訴出候得者、銀高二心シ日切済方申付、日切不相済候得者、手鎖之上、身躰限訴訟人江為相渡、尤先訴請居候者を相手取、亦々外願出候ても、先訴不相済内者後訴不取上、同日二願出候得者、幾口にても為請、身躰限申付候節、銀高二応諸色配分為致候仕来二御座候処、以来者江戸表二而貸金銀取計方之通、借用高二不拘三十日限済方申渡、右日限二不

御城代松平和泉守殿

御附札

書面金銀出入取計方之儀、町在江触渡者先見合、三奉行江承合相済候上、被仰出候通被取計可然候、其前願出候分者、追而可及沙汰旨二而訴状請取被置、三奉行江八早々返書参候様被申越可然候

右窺書七月廿七日上ル、同廿九日御下ケ」

金銀出入切金取計方の詳細について三奉行に問合せるので、その回答が来るまでは、対決の上三十日切済方申付の手續までは進めておい

相済候八、高二応し切金申付、先訴後訴之無差別、幾口二而も

亥七月

鶴殿出雲守

曲淵甲斐守

右之通取計候様被仰渡、奉畏候、右二付、貸金銀并売掛ケ銀出入切金取計方、三奉行江承合、否不申来内者、御書付通を以訴状遣、対決之上三十日切済方申付、猶不相済、切金申付候期二至り候而も三奉行返答不申来候八、其節浮ケ置候様可仕哉、亦者江戸表二而取扱有之通、切金申付候儀二付、訴状相手方江遣、対決申付候差日等も、是迄之通取計候て八、振合違可申哉二付、三奉行否申来候迄者、一向右出入之分公事訴訟共不承浮ケ置、尤当分金銀出入不承候間、追而致沙汰候迄者、右出入之分公事訴訟と申出間敷旨、三郷町中者触書差出、在方者御料私領とも用聞町人呼出、右之趣申渡置候様可仕哉、右兩様之趣奉窺候 以上

てよいか、あるいは切金以外の手続、例えば対決の差日等も江戸法とは異なる可能性があるので、三奉行からの挨拶が来るまでは金銀出入は受理せず「浮ケ置」くこととし、当分不受理の旨町在に触渡すようにすべきか、というのが何の内容であるが、これに対する城代の附札は、町在への触渡は見合せて三奉行からの返書等待つようにとの指示である。

三奉行への問合は、翌八月になされている。

「袋之上書

『三拾式』貸金銀取計方三奉行江承合候儀二付

一三奉行江書状案 志通

一同問合書案 志通

一右二付奉窺候書付 志通

亥八月

鵜殿出雲守

曲淵甲斐守

『三拾式ノ内』三奉行江書状之写

以切紙致啓上候、然者当表貸金銀出入取計方之儀、以来者其表二而貸金銀御取計方之通、銀高二不拘三十日切済方申渡、右日限二不相済候ハ、高二応切金申付、尤先訴後訴之無差別、幾口二而も右之通取計候様可仕候、委細之儀者各様江承合候様、御下知を以被 仰下候旨、松平和泉守殿被仰聞候二付、貸金銀出入取計方別紙二相認御問合、得實意候間、委細御付紙を以御取捌方被仰聞

可被下候、依之為御見合、和泉守殿御渡被成候書付写志通進達仕候、以上

八月

曲淵甲斐守印

鵜殿出雲守印

土井大炊頭様

久世出雲守様

松平伊賀守様

土岐美濃守様

依田豊前守様

土屋越前守様

安藤弾正少弼様

牧野大隅守様

美濃帳面

『三拾式ノ内』金銀出入取計方御問合書

覚

一貸金銀出入訴状差出候節之事

右訴状裏書二、相済候儀二候ハ、可相済、申分有之者、来ル幾日可致対決旨相認、相手方江可致持参旨申付、直二願人江相渡遣候儀二候哉、并右差日者幾日程之致日積二遣候儀二候哉、勿論在町二而日積等違有之候哉

一右同断、対決申付候節之事

負銀無相違旨答之候得者、銀高二不拘都而三十日切濟方申付、
切日二至出入不相濟、初而切金申付候節、右員數割合高委細被
仰聞被下候様仕度候

但、切金申付候以後、三十日目毎無故障請取渡相濟候分者、

不斷出候とも其通之儀二候哉

一右同断、切金申付候後之事

切金申付候後、三十日目二右切金高之通不相渡、其次差紙請候
節、右差日前日当期之内内分二而請取候分者、双方相届候儀
二有之候哉、又者相手方計差紙致返上、相渡候段断出候得者、
承置可申哉

但、右差紙文言者、如何相認候儀二御座候哉、是又承置申度
候

一右同断、差紙通差日相手方罷出、其節定式之銀子致持參候得者、
為相渡、先達而三十日目二不相渡候節之咎二者不及候哉

一右同断、差日二罷出、切金不致持參時者、如何御取計被成候哉

一右同断、差紙を以呼出候節、割合金不致持參儀及数度候ハ、
身軀限取上、願方江相渡候儀二候哉、然者右度数、御見合之際
限等可有御座間、是又被仰聞可被下候

一右切金通不致持參、半金或者三分二程も致持參候節、先為相渡
候儀二候哉、尤右程も不致持參、格別不足之時者、咎等申付候
哉、切金員數不相満内者、孰二も不為相渡儀二候哉

一右切金申付候以後、家主家明之儀申出候ハ、切金掛り合二無

構、家明申付候筋二候哉

但、其御地二而、店立願之儀二御座候

一右同断、皆濟不致内、外吟味二而入牢并所預ケ等申付候節、右
切金者浮置候儀二候哉、尤無咎相濟候節者、元形之通切金為相
渡候儀と相心得罷在候

一右同断、双方之内致病死候節者、切金流二いたし、相続人極候
上新二願直候様可申渡哉、亦者相続人極候迄見合、相続人相極
次第、如元形切金為相渡候儀二候哉

一右同断、要用有之他所江罷越度候、尤留守中者代之者差出度旨、
相願候節者、承届候儀二候哉

一御用達町人相手取候貸金銀出入も、一通り之御取扱二御座候哉
追加

一為御替之金銀為下替滞願

一從 公儀寺社家江之御祠堂金、御寄附金貸付滞願并宮方門跡方
貸付銀滞願

一家質銀出入

一質地并諸色書入金銀出入

一取替銀出入

但、証文無之、帳面計二記置候とも、濟方申付候哉、亦者、
証文無之候得者、不及沙汰義二御座候哉

一立替銀出入

一年賦滞銀出入

一 貨物賃銭滞出入

右八ヶ条、名目者替候得共、元來貸銀出入之儀ニ御座候得者、貸金銀出入同事之御取計方ニ御座候哉、是亦委細被仰聞可被下候、右者差懸り候分計書抜、先御問合得責意候、猶品替候儀者、追々御問合可得責意候間、左様御心得可被下候、以上

亥八月

問合の内容は、訴状裏書の文言、対決差日の日数、切金員数等をはじめ、切金の弁済方法、切金不濟ないし員数不足の場合の取扱方、切金不濟何度で身代限とするか、切金申付中に家明（江戸でいう店立）出入が提起された場合、別件で入牢・所預等に処せられた場合、一方当事者が死亡した場合等の取扱方、切金申付中の他出及び代理人による切金持参の可否、御用達町人の取扱方など、切金弁済制の実施に伴って生じ得ると考えられるさまざまなケースについての取扱について尋ね、「委細御付紙を以御取捌方被仰聞可被下候」と詳細な指示を求めているのである。また「追加」では、「為御替之金銀為下替滞願」以下八種の公事銘について、貸金銀出入と同様の取捌方でよいかどうか、これまた「委細被仰聞可被下候」と指示を求める。しかも、今回の問合がすべてではなく、「右者差懸り候分計書抜先御問合」せるものであつて、「猶品替候儀者追々御問合可得責意候間左様御心得可被下候」と、今後更に問合を行うことを予告している。なお次の史料によれば、「売掛ケ出入」以下一五の公事銘についても、貸金銀出入と同様の取捌方

とすべきかどうか、併せて三奉行に問合せることとしている。

三 好半切

見返し

『三拾式ノ内』貸金銀取計方三奉行江承合候儀ニ付

猶又奉窺候書付

書面窺之通可取計旨被仰渡奉畏候

亥八月四日

曲淵甲斐守

当表貸金銀出入取計之儀、以來江戸表貸金銀取計方之通、借用高二不拘三十日切済方申付、右日限二不相濟候ハ、高二心切金申付、尤先訴後訴之無差別、幾口ニ而も右之通取計候様可仕候、委細之儀者三奉行江承合候様、御下知を以被仰渡候二付、貸金銀出入取計方之儀、別紙之通三奉行江承合候様可仕奉存候、然ル処、貸金銀ニ准少々宛模様違候分并売掛又者家賃銀、持参銀、敷銀、大工作料、日雇賃、貨物賃銭滞、座頭官金、両替金、雑用銀、仕送銀、仕入銀、手附銀、下作年貢米銀滞、諸色売渡証文を以金銀貸渡候類、奉公人給銀等之義も、三奉行江承合置候様可仕候哉、依之三奉行江之書状并問合書案式通入御覽、此段奉窺候、以上

亥八月

鵜殿出雲守

松平和泉守殿

曲淵甲斐守

御付札

貸金銀出入切金ニ相成候二付、三奉行江被為問合候別紙案并

貸金銀ニ准少々宛模様違候分其外三奉行江可被聞合哉之品
伺之通聞合可被申候

右之通御差函ニ付、問合書此印之所江、左之通出入美濃綴紙ニ
而認

『三拾三』

- 一 売掛ケ出入
- 一 家賃銀出入
- 一 持参銀出入
- 一 敷銀出入
- 一 大工作料出入
- 一 日雇賃出入
- 一 座頭官金出入
- 一 両替金出入
- 一 雑用銀出入
- 一 仕送銀出入
- 一 仕入銀出入
- 一 手附銀出入
- 一 下作年貢米銀滞出入
- 一 諸色売渡証文を以金銀貸渡候類
- 一 奉公人給銀出入

但、銀高二不拘済方三十日切申付候仕来ニ御座候

右拾五ヶ条之分、済方貸金銀ニ准取捌来候、此後共ニ弥右之通相
心得罷在可然哉、自然御取捌違候儀も御座候ハ、是亦委細ニ被
仰聞可被下候

以上

亥八月

右一箱二入、亥八月八日為御替便りニ差遣候事

上書左之通

土井大炊頭様

依田豊前守様

安藤弾正少弼様

鵜殿出雲守
曲淵甲斐守

このようにきわめて詳細で実務的な内容の、いわば施行細則に亘る
ような問合を江戸の三奉行宛に送る一方で、鵜殿出雲守・曲淵甲斐守
兩名は城代松平和泉守宛に次のような伺書を提出している。

「三好半切

見返し

『三拾四』 貸金銀出入取捌方浮ケ置候内

為御替銀滞願出候儀ニ付奉伺候書付

書面窺之通可取計旨被仰渡奉畏候

亥八月二日

鵜殿出雲守
曲淵甲斐守

貸金銀出入取計之儀、三奉行江承合候上、被 仰出候通取計可申
候、其前願出候分者、追而可及沙汰旨申渡、訴状請取置候様可仕
旨、御付札を以被仰渡、奉畏候、然ル処、為御替銀相滞候旨、拾

人組為御替方之者共、昨廿九日願出候、此儀、浮ヶ置候而者、上納差支二も相成り可申哉と奉存候間、三奉行江承合相濟候迄者、当表仕来之通、先ッ取捌置可申哉、此段奉伺候、以上

亥八月

鵜殿出雲守

曲淵甲斐守

松平和泉守殿

御付札

可為伺之通候」

すなわち、拾人組為御替方の者より新たに訴出た為御替銀滞出入について、「浮ヶ置候而者、上納差支二も相成り可申哉」という理由で、三奉行への問合に対する回答が来るまでは従来通り取捌くこととして、城代の了承を、江戸に伺うこともせず、⁽¹³⁾ 得たのである。

更に一月には、次の伺書を城代に提出している。

「見出し

先達而御下知御座候当表貸金銀

『三拾五』取計方三奉行江掛ヶ合置候二付浮ヶ置候

口々猶又取計方之儀相伺候書付

書面伺之通可取計旨被仰渡、奉畏候

鵜殿出雲守

亥十一月十八日

曲淵甲斐守

当表貸金銀出入、切金可申付旨御下知有之候儀二付、其節取計方之儀奉伺候処、三奉行江承合候上、被 仰出候通取計、其前願出候方八、追而可及沙汰旨二而、訴状請取置候様可仕旨、御差図之

趣奉畏、訴状裏書認方、対決差日之訳并在町日積り之儀、ヶ条書を以承合置申候処、未返書無御座、追而可及沙汰旨申渡、受取置候諸金銀出入訴状共、数口有之、負ヒ方之者共、右願付之儀不存、他国亦者変死或者欠落等いたし候者も有之候得者、追而者残ル連判之もの計引受候様二可相成、且者返書及延引二候之内二八、右躰之儀追々出来可仕儀二御座候処、是等之趣其儘二いたし置候段、如何之筋二も奉存候間、訴状差出候趣知らセ置候様二も仕候八、負ヒ方之者銘々其心得も有之、自ラ負銀無油断相濟候様可相成儀とも奉存候間、三奉行に返書有之候迄八、浮ヶ置候訴状共、当表是迄仕来之通、致裏書相手方江差遣、御下知以前二差遣候訴状之振り合を以、対決二罷出候節、浮ヶ置候之様可仕候哉、三奉行に之返書延引仕候二付、此段奉窺候、以上

亥十一月

鵜殿出雲守

曲淵甲斐守

松平和泉守殿

御付札

浮ヶ置候訴状者、伺之通、当表是迄仕来之通、致裏書相手方

江差遣、御差図以前差遣候訴状之振り合を以、対決二罷出候

節、是又浮ヶ置候様可被致候」

訴状を「浮ヶ置」にしたままでは出訴したことが伝えられず、被告たるべき者の死亡・失踪等によって保証人に債務弁済を求めるようになりかねないので、先の問合に対する回答が三奉行から得られるまで

は、従来通り目安裏書を与え、対決させるところまで手続を進めたいという内容であるが、これに対しても城代松平和泉守は了承を与えた。大坂町奉行は「訴状差出候趣知らせ置候様二も仕候八、負ヒ方之者銘々其心得も有之、自ラ負銀無油断相済候様可相成儀とも奉存候」と述べているが、目安裏書が相手方に送達され、差日対決のため奉行所へ召喚されることじたい債務弁済の圧力になり得たのであり、江戸からの指令に抵触しない範囲内で奉行所として可能な限り、金銀出入の迅速な解決ないし債権の保護をはかろうとしている様子が窺われるといえよう。

しかるに十二月二十七日、城代より次の書付が下付された。

明和四年

『三拾六』 亥十二月廿七日御城代御渡被成候御書付写

当表貸金銀出入取計之儀、以来江戸表二而貸金銀取計方之通、借用高二不拘三十日限済方申渡、右日限不相済候得者、高二応切金二申付、尤先訴後訴之無差別、幾口二而も右之通被取計候様、各江相達、委細之儀者三奉行江承合候様可致旨、先達而被仰下、是亦相達候処、三奉行江之掛合未相済候趣二相聞候付、此節鵜殿出雲守出府二付御尋候処、三奉行江掛合未相済候付、是迄訴出候出入八浮ケ置候由二候、右二付而、金銀通用差支候趣及御聞候間、三奉行江掛合決着いたし候迄者、先唯今迄仕来之通取計候様、尤追々訴出候も可有之候間、是迄浮ケ置候分者勿論、此以後訴出候分共二、三奉行掛合決着いたし候迄者、唯今迄仕来之通取計候様、

御自分迄可申渡旨、老衆申来候、可被得其意候

十二月

『右之通被仰下候二付、当地町人又八在方之者共々西国筋之もの共相手取銀子滞出入願出候者共江被仰渡方左二写』

何町

何屋

誰

何町

何屋

誰

其方共儀、先達而訴状差出候節、追而可令沙汰旨申渡、訴状留置候処、相手方二遠国之者有之、右之分者、此度依御下知、当表二而者願難取上二付、訴状銘々二差返候間、江戸表江願出候儀者勝手次第二可致候、尤願出候段断出候八、添翰可差遣候間、一同右之通相心得、猶亦其段請証文申付候間、可致印形候

『遠国之願人江被仰渡方扣』

遠国

願人

其方儀、先達而訴状差出候節、追而可令沙汰旨申渡、訴状留置候処、此度依御下知、遠国之者願者、当表二而者難取上二付、訴状差返候

『請証文認方扣』

訴状写

右之通去戌何月幾日出訴仕候処、追而可被及御沙汰二旨被仰渡、願、願
 書御留置被成候、然ル処、今日被召出相手之内遠國之者人交有之、右之
 分者、此度依御下知、当御役所二而者御取上難被成二付、訴状御
 差返、江戸表江願上候儀者勝手次第第二可仕、尤願上候段御断申上
 候ハ、御添翰御渡可被下間、其節者御断可申上旨被仰渡、奉畏
 候、仍而御請如件

年号月日

何町
何屋

誰印

御奉行所

三奉行への掛合が決着するまでは当面従来の大坂仕来法によつて金
 銀出入を取捌くよう、老中から指示されたというのである。但し、遠
 国金銀出入については、明和三年の裁判管轄改正が既に確定している
 ため、これまで「浮ヶ置」いっていたものについて、願人に訴状を還付
 し、あらためて江戸へ訴出る場合には添翰を交付する旨の申渡及びそ
 れに対する請証文の雛形が付されている。これによれば、鵜殿出雲守
 が出府して事情を説明したということであるが、その経緯は鵜殿自身
 の記すところによれば次のようであつた。

『三拾七』

以切紙致啓上候、然者去ル廿日、稲垣羽州々松右近将監殿御達可
 被成御用御座候間、廿一日四ツ時可致 登城旨申来候間、則罷出

候処、右近将監殿御達、大坂表金銀出入訴状之儀御尋被成候二付、
 先達而御下知之趣を以三奉行江懸合置候処、未返書差越不申候二
 付、先訴状ハ浮ヶ置候而、濟方者不申渡候段申上候処、左候而者
 諸向差支二相成可申哉之旨、猶又御尋二付、甚差支罷在候段申上
 候、然ル上者、三奉行掛合決着いたし候迄ハ、唯今迄仕来之通取
 計可然哉之趣被仰聞候間、右之通被仰渡候ハ、乍憚可然奉存候
 段申上候処、委細御承知被成、則昨廿二日、猶又右近将監殿御達、
 大坂表江被仰遣候由にて、拙者扣二可仕旨、御写御渡被成候、定
 而和泉守殿々被仰渡候儀二者可有御座候得共、御書之写致進達候、
 御留置可被成候、以上

十二月廿三日

鵜殿出雲守印

曲淵甲斐守様

うつし訴状者相手方江相渡置候得共、一躰濟方不申渡内者浮
 ヶ置候姿二御座候間、本文之通申上候、左様御心得可被成候、
 以上

すなわち鵜殿出雲守は二月二日、老中松平右近将監より江戸城
 に呼び出されて、「大坂表金銀出入訴状之儀」につき質問を受け、三奉
 行へ掛合中であるが未だ回答を得ていないため訴状は「浮ヶ置」き、
 濟方申渡していない旨を述べたのに対し、右近将監より「左候而者諸
 向差支二成可申哉」と重ねて下問があり、甚だ差支えている旨答えた
 ところ、そうであれば三奉行への掛合が決着するまでの間、従来通り
 の大坂仕来法により取捌いていたほうがよいのではないかといわれ、

出雲守がこれに同意したところ、右近將監は「委細御承知被成」、直ちに大坂城代宛に下知が出されたのである。翌二日に再度面会した折りにその下知の写を出雲守にも下付され、二三日、同役曲淵甲斐守にその写を送っている。出雲守が右近將監より与えられた城代宛の下知の写は左の通りであるが、二七日には城代より正式に江戸からの指令として大坂町奉行に伝えられていることは『三拾六』で見た通りである。

「見返し

写 被仰遣候御書面之趣被仰渡奉畏候

亥十二月廿二日

鵜殿出雲守

『三拾七ノ内』

松平和泉守江申遣候趣

其表貸金銀出入取計之儀、以来当地二而貸金銀取計方之通、借用高二不拘三十日限濟方申渡、右日限不相濟候得者、高二応切金二申付、尤先訴後訴之無差別、幾口二而も右之趣取計候様、町奉行江被申渡、委細之儀者三奉行江承合候様可被致旨、先達而相違候処、三奉行江之掛合未相濟候趣二相聞候二付、此節鵜殿出雲守出府二付相尋候処、三奉行江掛合未相濟候二付、是迄訴出候出入者浮ケ置候由二候、右二付、金銀通用差支候趣及承候間、三奉行江掛合決着いたし候迄者、先唯今迄仕来之通取計候様、曲淵甲斐守江可被申渡候、以上

十二月廿一日

連名

松平和泉守殿

猶以追々訴出候も可有之候間、是迄浮ケ置候分八勿論、此以後訴出候分共、三奉行江掛合決着いたし候迄者、唯今迄仕来之通取計候様、可被申渡候、以上

右連名と計有之候得共、御老中御名前左之通

松平右近將監殿 松平右京大夫殿

松平周防守殿 阿部伊予守殿

明和四年の改正をめぐる経緯について、「懸合一件留」にはここまでしか記述されていないのであるが、安永三年（一七七四）に大坂仕来法の適用が再び認められるようになるまでには、なお曲折があった。

三奉行への掛合が決着するまでは当面従来通りの大坂仕来法で金銀出入を取捌いておくようにとの指示を受けた大坂町奉行所は、どのように対応したか。右の老中の下知が城代を通じて大坂町奉行に伝えられたのは、前述のように二月二七日のことであったが、与力八田五郎左衛門の手になる「八田氏由緒書」（神戸市立博物館所蔵）には次のような記述が見える。

「同（明和四亥）年十二月下旬二至、兼而大坂金銀出入御取捌、切金濟二御改正御下知有之候儀、町中金銀融通差支二可相成哉之段、出雲守殿并其節之御同役曲淵甲斐守殿を被及言上、都而之金銀出入訴訟并御問数役之御取捌とも、御浮置二相成在之候末、先唯今迄之通御取捌可被成様御下知在之、甲斐守殿於御役所、東西御役所二御浮置相成在之候数々之金銀出入訴状調之儀、

東西目安役江被仰付、同月廿八日迄二昼夜取調、翌廿九日右訴状之分御裏書可被遣段、甲斐守殿終日仮御裁許場共三ヶ所二御裁許場御分ケ之、廿九日対決之返答、当日御浮置二相成在之候分、軽・中・重御伺被仰付、先返書一旦御伺又者押込等被仰付候上、御浮置二相成在之分者夫々過半済、又々御伺・押込・身体限等二至迄、甲斐守殿三ヶ所之御裁許場御掛廻り被仰渡、同夜九ツ時頃迄二跡取計等相片付、直二翌子正月元旦之御礼相動候御用掛相動、〔下略〕⁽¹⁶⁾

同役鶴殿出雲守が出府中のため、在坂の大坂町奉行は曲淵甲斐守一人であつたが、甲斐守は東西奉行所に「浮置」となつていた数々の金銀出入について、両役所目安役に命じ二八日までには昼夜を通して訴状を取調べさせた。若干文意不明確な部分があるが、翌二九日にはこの訴状に裏書を与えるため、甲斐守は仮御裁許場を含め三ヶ所に御裁許場を分け、対決、軽・中・重の済方申付、過半済、押込、身体限等に至るまで、甲斐守が三ヶ所の御裁許場各掛を廻つて次々に申渡し、夜九ツ時頃までかかつてようやくこれらを処理し終え、正月を迎えたといふのである。当時、父の跡を継ぎ一七歳で目安役証文方勤役を拝命したばかりであつた五郎左衛門にとつて、このときはよほど印象に残つたものと見えるが、大坂町奉行所がいかに金銀出入の取捌を重視していたか、また迅速に処理する能力を有していたかということ、この記録からも窺い知ることができよう。

さて、明和三年八月に大坂町奉行が提出した詳細な問合に対し、評

定所一座は明和五年（一七六八）一〇月、挨拶案を作成して老中に上申した。『徳川禁令考』に「文化五子年十月十六日」の書付として収録されている評定所一座の「貸金銀出入取計方大坂町奉行承合候儀二付申上候書付」及びその「別紙」たる「大坂町奉行江相遣候書付」⁽¹⁶⁾が実はそれであつて、「文化」が「明和」の誤りであることは確実である。⁽¹⁷⁾右の第一の書付には「大坂表貸金銀出入取計方、以来御当地二而貸金銀取計之通、……取計候様可致候、委細之儀者、私共江承合候様被仰渡候二付、今般書面を以、大坂町奉行より承合候間、別紙之通可申達候哉」とあるが、老中がこれを承認して実際に大坂町奉行に宛てて達せられたかどうかこれだけでは不明である。大坂側にはこの時期に三奉行からの挨拶が届いた形跡がなく、大阪商業大学商業史博物館所蔵「摂河泉播四ヶ国寺社家金銀出入其外諸出入御吟味者御取捌方之儀二付堺奉行江御懸ヶ合一件留目安方借借之写」⁽¹⁸⁾には、次のような記事が見える。

「御剪紙致拝見候、然者、各様御支配国摂州河州泉州播州四ヶ国之外、中国四国西国京都町奉行支配国并南都伏見拙者支配所之者入交候都而之出入二候共、各様御役所江願出候節者、御取捌被成候、前々之御仕来二而御座候処、双方共和泉河内摂津播磨四ヶ国之者二候ハ、各様御役所二而御取捌、余国江掛り候出入者、訴訟人大坂町人并私領之分者寺社奉行江御添翰被成、御料所之者二候ハ、御勘定奉行江御添簡を以被差出候様、六年以前戊辰年八月御下知を以被仰渡候二付、其節之御城代松平和泉守殿江、御取計方之

儀品々被仰達候処、和泉守殿より江戸表江御申上有之御伺候御書
面之趣、何も御定准例等も有之儀二付、委細三奉行江御懸合御聞
合、若其上二而も難相分儀も候ハ、其趣を以猶又御伺可被成旨、
翌亥年九月御下知御座候旨、和泉守殿御申聞被成候二付、則三奉
行江御掛合被成候処、右御支配所之者ハ他支配を相手取致出訴候
節、他之役所江御添簡被遣、右役所二而其支配之者江利害申聞、
内済杯いたし候分者、支配々互之取計二而可有之哉、其出入之趣
意二も可申事二候、他之支配之者ハ出訴之出入を相手方之支配
役所二而裁許者相成間敷儀と被存候旨、去寅年二月返書被差越候
二付、猶又御取計方之儀、同三月久世出雲守殿江御達候処、先達
而被仰渡候趣并三奉行ハ被申聞候趣御認、以来右之通御取計候旨、
京都伏見奈良奉行并拙者江も御懸合可被置旨、此節出雲守殿御申
聞被成候付、此段被仰聞、御書面之趣致承知候、右為御報如是御
座候、以上

『明和八卯年』

八月三日

〔堺奉行〕坂部土佐守

室賀山城守様〔大坂町奉行〕

神谷大和守様〔同〕

追啓、余国ハ各様御支配国江懸り候出入、一応其所之奉行又者御
代官領主地頭ハ掛合有之可相済品も候ハ、支配内相手之者共江
利害申聞、金銀出入杯者可相済旨可成たけ申付、六ヶ月以内二も
相済候得者、江戸表江不及出訴、内済いたし候儀も可有之儀者、

支配役所互之取計内と被存候、此段者御問合外之事二候得共、三
奉行為心得被申越候由、先達而申来候、此段被仰聞置候旨、御追
書之趣被承知候、以上

これによると、亥年（明和四年）九月の下知に依りて大坂町奉行より
三奉行に再度掛合がなされ、それに対する返書が寅年すなわち明和七
年（一七七〇）二月にもたらされたという。明和四年九月の下知及び大
坂町奉行の掛合とは、前節に引用した「懸合一件留」『式拾式』、『式拾
四』、『式拾五』、『式拾六』を指しており、三奉行の挨拶は、大坂町奉
行支配の者より他支配の者を相手取り出訴した場合は添簡を遣し、相
手方役所で利害を申聞かせて内済する分については、出入の趣意にも
よるもの、両役所相互の取計で済ませてよいが、他支配の者より出
訴のあった出入を相手方支配役所において裁許することは認められな
いという趣旨である。すなわち裁判管轄権に関する内容のものであつ
て、金銀出入の取捌手続に関するものではない。

右の明和七年二月に出されたという三奉行の挨拶は、前年すなわち
明和六年（一七六九）の九月、評定所一座より老中松平周防守に対して
提出された評議答申に基づいていた。「明和撰要集」十二公事裁断之部
に、次のように見える。

土岐美濃守
牧野大隅守
安藤彈正少弼

立合上ル

評定所一座

先達而大坂町奉行江申遣候評議之趣、相当二相見候得共、左候而
者、唯今迄より御当地江呼出もの多相成、彼地二而相済候儀を遠

路罷下候様相成、及迷惑候者多可有之候哉、享保年中のみ只今まで畢竟右之訳故改らざる趣二八無之哉之段、評議仕可申上旨被仰聞候処、先達而申上候通、御定書之趣相守可申儀二奉存候段申上候故、御定二不抱公事訴訟等に付、彼地之者之為二御定通致し候方宜可有之哉、又者是迄仕来之通差置候方可然哉、今一応評議致し可申上旨、被仰聞、

此儀、貸金銀出入取計ひ之儀、以来者御当地二而貸金銀取計之通、借用高二不抱三十日限濟方申渡、右日限二不相成候八、高二応切金申付、尤先訴後訴之無差別、幾口二而も右之通可取計旨、大坂町奉行江御下知相濟、并大坂支配国より余国江懸候出入取計ひ方之儀も、双方とも和泉摂津河内播磨四ヶ国之もの二候八、向後大坂二而取扱、余国江懸り候出入八、訴訟人大坂町人并私領之分者寺社奉行江致添簡、御料所之もの二候八、御勘定奉行江添簡を以差出候様、是又御下知相濟、両様共委細者私共江承合候様被仰渡も有之候儀故、先達而御尋之節迄者、御定之趣を以段々申上候得共、此度御尋之趣二而評議仕候処、撰河泉播四ヶ国之訴訟人共之為二者、大坂二而取計ひ候方宜有之候、

『此四ヶ国之者出訴二而も、武家江懸り候出入者、是迄も御当地江罷出申候』

中国四国九州抔相手方之者共も、たとへ者御当地江式百里余三百里も有之内、大坂二而取計候得者、百三十里余道法近、

日数二積往来二而者二十五六日も違ひ、夫丈之為二八相成候道理二候得共、公事之始末二より、日数之多少者難極御座候、且一座裏判を以御当地江呼出候出入、大坂二先訴有之、後訴二相成候而者、訴訟人難儀之筋二而、最初申上候豊竹越前竹田近江等江懸り候訴訟方之もの共、今以滞罷在、大坂支配国寺社加り候出入、是迄御当地江添簡を以差出候分、大坂二而裁許之積、先達而以別紙奉伺候通被仰渡候得者、彼等為二者御定二准取計候方宜も可有之哉、勿論中国四国九州内之出入并諸国より大坂支配国江懸り候出入者、都而一座裏判を以御当地江呼出候間、大坂支配国出訴之出入者、先達而奉伺候大坂町奉行江申達候書付案二、ヶ条を分ヶ認候通、聊之儀二御座候処、目安初判之儀と借金銀出入之取計、御当地と違候而者、后後共二差支候儀可有御座哉二奉存候

右御尋二付評議仕申上候趣、書面之通二御座候、依之、大坂町奉行江申達候書付案二、猶又下ヶ札仕、差上申候、以上

丑九月

明和六丑年九月十二日松平周防守殿江
土岐美濃守 牧野大隅守 安藤弾正少弼 立合下り物相濟上ル

一御尋二付御答書 志通

一大坂支配国并余国江掛り候出入取計方彼地町奉行承合候儀二付申上候書付 志通

一大坂支配国寺社出入之儀二付申上候書付 志通

一 松平和泉守書面評議仕候趣申上候書付
 一 大坂町奉行江申達候書付案 一冊
 一 別紙書付 吉通
 一 書状 吉通
 一 御書取 吉通

吉通

評定所一座

これによると、老中は評定所一座に対し二度にわたりこの件についての評議を命じたが、明和三年・四年の改正によって大坂ないし大坂町奉行支配国、中国・四国・九州の者の「迷惑」が増大することを懸念し、「彼地之者之為」を考え、従来の大坂法を維持させるべきでないかとする老中に対して、評定所一座は「御定書之趣相守可申儀」を主張し、裁判に要する日数は距離の遠近もさることながらむしる事案の内容によるものであること、また大坂と江戸で取捌法が異なると先訴後訴の問題等が生じて何かと差支になることなどを述べ、「彼等為二者御定二准取計候方宜も可有之哉」と、御定書によって法の統一をはかるべきであるとする意見を変えなかった。「目安初判之儀と借金銀出入之取計、御当地と違候而者」云々と述べているように、裁判管轄権、金銀出入取捌手続のいづれについても未だ決着していなかったのである。このような評定所一座の再評議答申を受け、老中がいわばこれに押切られる形で、明和七年二月の下知が出されたのであるが、その全文が同じく「明和撰要集」十二公事裁断之部に載せられている。左の通りである。

「明和七寅年二月廿三日為替江遣又

大坂町奉行江遣候印状

以切紙令啓上候、然者、先達而御問合有之候其表支配国と余国と之出入取計方之儀、評議伺之上、松平周防守殿依御差圖、別帳を以申達候、以上

二月廿二日

〔勘定奉行〕 松平对馬守
 〔勘定奉行〕 安藤弾正少弼
 〔町奉行〕 曲淵甲斐守
 〔町奉行〕 牧野大隅守
 〔町奉行〕 土岐美濃守
 〔町奉行〕 松平伊賀守
 〔町奉行〕 牧野越中守
 〔町奉行〕 土屋能登守

室賀山城守殿

神谷大和守殿

追啓、貸金銀出入取計之儀も相伺置候間、御差圖次第、追而可申達候

一 余国に御支配国江掛り候出入、一 心其所之奉行又者御代官領主地頭を掛合有之、可相済品二候ハ、御支配内相手之者共江利解御申聞、金銀出入坏者可相済旨、可成たけ御申付、六ヶ月内二も相済候得者、御当地江不及出訴、内済いたし候儀も可有之儀ハ、支配役所互之取計内と存候、此段ハ御問合外之事二者候

得共、為御心得申達候、以上

大坂町奉行衆江

評定所一座

其表支配国之者、同支配之者并伏見京都堺奈良奉行所之者一同
二相手取金銀出入等二而、其表御役所江願出候節八、右奉行々
江懸合候上、相手方之もの其表江御呼出、一同二対決御申付、
裁許有之候得共、向後者、相手方右奉行支配之者と入交有之分
八、寺社奉行又者御勘定奉行等江願候様御申渡可有之哉

此儀、其表支配国之者と伏見京都堺奈良奉行支配所之者一件
二加り、一同相手取候出入二候八、御料所村方之者出訴者
御勘定奉行、大坂町中并私領之出訴者寺社奉行江可訴出旨御
申渡、添簡を以御差出候方と存候

一 借金銀出入杯二而、口々別段之儀ヲ一紙目安二認、相手取候
出入者、支配国内之分八別目安二為認、其表二而御取捌候方
と存候

一 堺奉行支配所者、其表支配国内二有之、京都町奉行二而伏
見奈良奉行支配所之者取捌と同様に御取計有之候方と存候

一 享保七寅年北条安房守鈴木飛騨守其表町奉行勤役之節、国分
儀御下知有之、所司代松平伊賀守も相違、五畿内近江丹波播
摩八ヶ国を京都大坂江四ヶ国宛二分取捌可申候、猶又京都町奉
行可申合旨、申越候二付、則安房守出京之上、彼地町奉行諏訪

肥後守河野豊前守江万端承合候上、摂河泉播之もの、京都支配
四ヶ国之者相手取願出候節者、彼地江願出候様申渡、彼地支配
国之者、其表支配国之者相手取候出入者、其表江願出候様可申
渡旨、申合置、其以来右之通之取計二候、尤此儀者先達而御向
八無之候得共、為見合御申越候由

此儀、支配所之者、他支配を相手取致出訴候節、他之役所江
添簡致シ遣シ、右役所二而其支配者江利害申聞、内済杯致し
候儀八、支配々互之取計二而可有之哉、其出入之趣意二も寄
可申事二候、他之支配之者、出訴之出入を相手方之支配役所
二而裁許者相成間敷儀と存候

一 他国之者、其表支配国内二而、変死行倒又者人殺人勾引等致
し候節八、其支配之奉行或者領主御代官等江懸合候上、吟味有
之、変死行倒人等之類八、親類身寄之者呼出、引渡遣、其外人
殺勾引之類二而、其表、伺之上落着御申渡候儀に付、金銀出入
之外右躰之類者、他国江懸り合候儀も、是迄之通御取計候心得
二而候由

此儀、金銀出入二かきらず、都而之出入余国江懸り候分八、
其表二而御取捌候筋二八無之、人殺人勾引二而も、余国之も
の仕業二候段訴出候八、名差候もの不取逃様手当可有之旨
其支配之奉行或者領主御代官江懸合置、寺社奉行又者御勘定
奉行江、添簡を以御差出候方と存候

一 変死行倒等之儀者、親類身寄之者、其引合二而呼出候事二付、

是迄之通、其支配江懸合、御呼出、死骸御引渡、於其表落着御申渡候方と存候

一人殺杯二かきらず、余国之もの、其表二而不届いたし、所之もの差押置、訴出候類之引合二而、支配国外之もの呼出候儀ハ、目安を以相懸り候出入と違ひ、其奉行所之手限二而、他之支配之もの打合致吟味候儀二候間、右之類者、其表二而、余国之もの呼出し、吟味之上落着申渡候方と存候

一其表支配国之内、其地住居御代官所之もの相手取、金銀出入等二而、支配国之者ハ其御役所江願出候節者、右御代官所江願出候様御申渡候仕来二候得共、此度御下知之通二御取計、以来八相手方御役所江御呼出し、対決御申付、裁許可有之哉

此儀、其表町人より御代官支配之者江懸り候金銀出入杯、一応懸合、借り方之もの江御代官二而利害為申聞候儀ハ格別、其御役所支配之引合有之出入ヲ、御代官二而裁許致間敷儀二候間、其表町人と支配四ヶ国之内御代官所村方之出入ハ、其御役所二而御取捌候方と存候

一其表支配国之内二而も、御料私領一地頭之もの同土之出入ハ、是迄之通、地頭表二而之取計二致し置可被申哉

此儀、御代官一支配并一地頭之出入者、其支配之御代官又者地頭之取計ひと御心得、若訴出候とも、取上ケ無之、若御代官并地頭非之分之申付相聞候ハ、伺之上、御取計ひ可有之儀と存候

一他国之者其地江罷出逗留中、其表支配国之ものと金銀諸色等差引之儀二付、他国之者工之筋有之、金銀諸色等取込、国元江出立致候類有之、右之者相手取、支配国之者訴出候節、手延二難成儀有之節ハ、相手方御料私領ハ勿論、縦令奉行有之国々二而も、双方共其御役所江呼出、一通り様子尋之上二而、其支配ケ江懸合、吟味次第二落着御申渡候儀、前々ハ仕来二候間、右等之類、差懸り候儀、是迄之通御取計可有之哉

此儀、金銀諸色取込候余国之者、其表二差押置、所之もの訴出候分ハ、早速吟味有之、勿論引合二而ハ、其外余国之者も呼出、其御役所二而御計ひ候方と存候

一金銀諸色取込、其表出立致し、在所江罷帰居候ものを相手取、其表支配国之者致出訴候分ハ、其支配之奉行或ハ領主御代官江手当之儀懸合置、寺社奉行又者御勘定奉行江添簡を以御差出候方と存候

一播州之儀者、相隔り候場所二候間、摂河両国と違ヒ、変死行倒人殺人勾引盜賊等之類、領主切二而取捌候哉、右躰之儀、私領村々ハ其御役所江訴出候儀無之、右之外も、摂河取扱二振候儀も有之候、尤領領主、変死并盜賊など役人申出候儀も有之候得共、里数隔候場所も有之候条、都而摂河同様之取扱二而も、品二より差懸候儀等者、差支二相成候儀も可有之候間、公事出入之外ハ、地頭役人ハ申出候分ハ御取捌有之、其余者は迄仕来之通、御心得可有之哉

此儀、公事出入外吟味筋之儀者、地頭役人申出候とモ、一地頭限之儀者取上無之、他所之引合有之、其地頭に而吟味難成筋者、奉行所吟味之儀、其筋江相伺候様、御申達候方と存候但、他所之引合を相手取候筋二候ハ、目安を以可懸儀二付、公事出入之取計ひ二而有之候、都而本文之通二取計候得者、道法隔候国々迎モ、取捌二違儀者有之間敷哉二存候
一 右願人奉行有之国々之もの候得者、支配之奉行江相断候上願出候様御申渡候儀、是又前々之仕来二候由

此朱書難分故、否不申達候

一 其表支配国之内、撰河兩國在々二而、変死行倒死有之節者、一地頭切之者二而モ、御代官手代領主役人等檢使二罷越、遂見分其上二而、其御役所江一件召連出、見分書并懸り合之口書等差出、指図を請、死骸片付御申渡候儀、前々之仕来二候処、撰州之内モ尼ヶ崎高槻三田麻田等之私領者、変死行倒死等之類、一領主切之もの二而他領江不拘分ハ、前々之仕来二而者、御役所江不訴出モ有之、又者変死之品二寄、地頭役人訴出候儀モ有之候而、一事兩様之儀モ有之候得共、右等之類者、先規之仕来二候間、是迄之通御心得可有之哉

此儀、一領一地頭限之取計ひハ、変死行倒等二かきらす、都而他所之引合無之候ハ、奉行所御代官手代坏差遣、死骸片付等之儀御申渡候筋二八無之間、他之引合無之段分明二候ハ、地頭役人届出候共、地頭二而取捌候様御申達候方と存

候

一 撰河播泉四ヶ国之内、御料私領之もの諸願諸出入共二、書付二庄屋年寄等奥印有之候へ者取上、吟味之上裁許有之候仕来二候、御当地二而ハ、都而御料私共二、添簡又者添使等無之分ハ、願取上無之候哉

此儀、御当地二而ハ、添簡添使等無之候得者、取上不申候、遠国之儀者、其所御代官陣屋無之、領主地頭家来杯不罷在村方モ可有之哉二付、添簡無之類無取上候而者、品二之差支二モ可相成哉二付、否之儀難申達候

一 遠国之もの、大坂町内ハ勿論、撰河播泉之内二出店を構、支配人を附、右支配人名前を以金銀等取引致し、并出店と申名前不差出、商物取計支配頼置候之者、数多有之、右出店支配人并商物取計ひ支配人を相手取、其表之もの金銀出入願出候節、支配致し居候段無相違上者、本主遠国之者之儀二付、其表二而者取捌無之、御当地江願出候様、御申渡候筋二候哉、并右出店之者外町人江売懸等之願、間々有之候、右類も同様御申渡可有之哉、併支配人名前ヲ以取引致し候上ハ、右支配人本主二相立候筋にも可有之哉、右之内二者、其表二而家屋敷所持致し、支配人名前以町役等之儀モ居町同様相勤来候モ有之、又者出店借家二候而モ、町役等相勤候儀者同様之儀二而、都而支配人名前二而取引之儀者、其儘其表二而御取捌候筋二モ候哉、既此節、其表之もの商物支配人を相手取願出候もの有之候二付、為御見

合、右預り銀証文写為見御問合候

此儀、他国之者之出店二候共、出店二罷在候支配人者、町役等相勤候ハ、其表之人別二入罷在候儀二而、左候ハ、外町人との出入者、双方共其表之者二付、其御役所二て御取捌有之候方と存候

且、御見セ候預り証文之名前、土州虎屋七兵衛代当地支配人早屋吉兵衛と有之、土州者何方之者二而、其表出店之町名も無之候得共、双方共申口符合致し、右名前肩書之儀二付紛敷事も無之候ハ、同様裁許有之可然存候

以上

寅二月

「貸金銀出入取計之儀も相伺置候間、御差図次第、追而可申達候」と述べられているように、金銀出入の取捌手続に関してはこの時点でも依然として老中と三奉行の間で決着がついていなかったのである。九月一二日に評定所一座が評議上申した書類の中には、「大坂支配国寺社出入之儀二付申上候書付」が含まれているが、明和七年五月には支配四か国内の寺社出入（金銀出入も含む）⁽²³⁾ に関して大坂町奉行所の管轄権が新たに認められることとなった。しかしその後、金銀出入取捌手続に関する明和四年の改正法が実際に大坂町奉行所で施行されたことを示す史料は管見の限り見当たらず、明和四年改正法は現実には実施されないままに終わったのではなかったかと思われる。

なお、三奉行の一人として曲淵甲斐守が名を連ねているが、甲斐守

が大坂町奉行から江戸の町奉行に転じたのは明和六年八月一五日である。⁽²⁴⁾ 前述のごとく甲斐守は、明和四年暮にそれまで「浮置」にしていた金銀出入を処理するため、陣頭に立って奮闘した奉行であった。また、同役としてともに大坂仕来法を死守するため尽力した鶴殿出雲守は、江戸へ出府して老中松平右近将監に大坂法の維持を訴え、当面仕来法の適用を認められたのであったが、まもなく翌明和五年三月一六日に大坂町奉行職を辞している。⁽²⁵⁾ 想像をたくましくすれば、明和三年・四年の改正に抵抗した大坂町奉行を、一人は辞職、一人は町奉行に栄進させて評定所一座の中に取込む形で交代させ、政策の実施に都合のよい体制を整えようとしたようにも見えないことはないが、裏付けとなるような史料は今のところ見出せない。

結

明和四年の改正法が撤回され、大坂町奉行所の金銀出入取捌に関して旧来の大坂仕来法の適用が再び認められることが老中松平右近将監武元により正式に決定されたのは、安永三年（一七七四）七月二十八日のことである。⁽²⁶⁾

従来説かれていたところによれば、明和三年の改正によって遠国金銀出入の裁判管轄権が否定され、翌四年の改正により大坂町奉行所の裁判で適用されるべき金銀出入取捌法についても大坂仕来法が否定されて、江戸法に従うことになったはずであった。たしかに江戸からはそのような通達が大阪にもたらされたのであるが、本稿で紹介した史

料によれば、大坂町奉行はその実施に抵抗し、施行細則に類する細かな問題についていちいち三奉行に問合せて時間を稼ぎ、その回答を得るまでは訴状を「浮置」にして改正法を施行せず、ないしは当面従来通りの大坂法で取捌いていた。実際にはしたがって、この間切金弁済制をはじめとする江戸法が適用されることはなく、明和三年に令せられた遠国金銀出入に関する管轄の変更だけが明和七年二月三日付の下知によってようやく実施されたものと思われる。その結果、既によく知られているように、「其後借用金売掛金之類、都而返済方行届兼、遠国金銀取引手狭二成、通用不自由二候」という状態に陥ってしまい、結局旧来の大坂仕来法への復帰を認めざるを得なかつたのである。

以上に見たような、金銀出入取捌に関する江戸法と大坂法の差異ないし対抗関係は、とくに大坂という都市の性格やそこにおける大坂町奉行の役割等を考えると、幕府権力の実態やひいては近世法体系の構造に関する理解にもかかわる論点を少なからず含んでいるものと思われるが、本稿ではそれらを説明する一助にもなるであろうと思われる若干の史料を紹介するに止め、ひとまず擱筆することとしたい。

(1) この改正に関する記述は諸書に見えるが、それらを整理した拙稿「近世私法史における『大坂法』の意義について 大坂町奉行所の民事裁判管轄に関する一考察」(平松義郎博士追悼論文編集委員会編『法と刑罰の歴史的考察』所収、名古屋大学出版会、一九八七年)三二八頁以下を参照。なお、本稿における文献・史料等の引用に際しては、異体字・変体仮名等はおおむね現行通用のものに改めるとともに、適宜句読点を付し、表題の角書は()内に一行で書いた。また筆者による註記は「」で囲んで示した。誤字等が朱書で訂正されている箇所は、とく

に註記することなく訂正後のものを記した。

(2) 神保文夫「明和三年の大坂町奉行所金銀出入取捌法改正に関する史料」(『名古屋大学法政論集』一八六号、二〇〇一年)。同論文では、「懸合一件留」の「書」から「拾九」までを紹介した。本稿では、残りの「式拾」から「三拾八」までの部分を紹介する。なお、「懸合一件留」の表題と全体の目録については、同論文二九六、二九九頁註(7)及び(9)参照。

(3) 註(2)所引拙稿二九四、二九五頁参照。なお、『萬字屋古書目録』七〇号(萬字屋書店、二〇〇三年)九頁に「吟味御用覚書」と題する写本(宝暦二申年正月、同三四年十月迄)の写真版が掲載されており、表紙に「八田五郎左衛門」の署名があることから、これもまた本来同一史料群に属していた八田家文書の一冊と見られる。

(4) 前掲拙稿「明和三年の大坂町奉行所金銀出入取捌法改正に関する史料」三二二、三二四頁。

(5) 同前、三三四、三三五頁。

(6) 以下本文の引用史料は、とくに断わらない限り「懸合一件留」である。(7) この箇所は文章に脱落があるように見えるが、後掲『式拾四』に徴するに、「御下知被仰越候」に類する文言が続くべきものと思われる。

(8) 「金銀出入二付当地御仕置下知之留并遠国江掛り候金銀取引仕方書共式冊」は前掲拙稿「明和三年の大坂町奉行所金銀出入取捌法改正に関する史料」三二五、三三四頁に紹介した、「懸合一件留」「拾八」「拾九」を、また「存寄書巻通」は同じく三三四、三三五頁の「拾七」を指す。

(9) このことに言及した論者は少なくないが、代表的なものとして石井良助『近世取引法史(法制史論集第七巻)』(創文社、一九八二年)、同『近世民事訴訟法史(法制史論集第八巻)』(創文社、一九八四年)、同『続近世民事訴訟法史(法制史論集第九巻)』(創文社、一九八五年)がある。

(10) 神保文夫「西欧近代法受容の前提 大坂町奉行所民事裁判法の性格について」(石井三記・寺田浩明・西川洋一・水林彪編『近代法の再定位』所収、創文社、二〇〇一年)一六〇頁も参照。近代法の再定位」の中でも、この改正を「大坂金銀出入御取捌、切金済二御改正御下知」と呼んでいる。また後に、水野忠邦の天保改革に際して天保一四年(一八四三)に実施された金公事改革は、大坂法を江戸に導入することによって行われたものであるが、その核心は江戸の金銀出入取捌法における切金弁済制の原則的廃止ということであった(神保文夫「近世私法体系の転換(一)」天保十四年の金公事改革」、『名古屋大学法政論

集』八九号、一九八一年 四七一頁以下、石井前掲『近世民事訴訟法史』二八七頁、三三五頁以下参照。

(11) 前掲拙稿「西欧近代法受容の前提」一四九 一五〇頁参照。

(12) 『崇蔭秘鑑』貞(御書付類)三十七(法制史学会編、石井良助校訂『徳川禁令考』創文社、一九五九 六一一年 別巻一〇〇頁)によれば、老中松平周防守より三奉行への御渡は七月十九日付である。小早川欣吾(増補)『近世民事訴訟制度の研究』(名著普及会、一九八八年)三三二頁も参照。

(13) なお「懸合一件留」の末尾には、同じ明和四年八月、大坂町奉行所で証文銀出入の訴状「浮ヶ置」中の相手方に対し、江戸の者が酒造金出入の三奉行裏判訴状を持参した事案について、先訴後訴制にかかわるものとして大坂町奉行が報告したものが収録されている。左の通りである。宛名の記載がないが、おそらく城代宛のものであろう。

「見出し

『三拾八』三奉行裏判訴状到来之儀一付申上候書付

月番

鵜殿出雲守

曲淵甲斐守

江戸北嶋町市右衛門店

願人 源 蔵

松平遠江領分播州

武庫郡西宮石才町

千足

相手 市郎右衛門

右源蔵儀、市郎右衛門相手取酒造金滞出入、江戸表二而出訴仕、三奉行裏判之訴状持参仕候、然ル処、市郎右衛門儀、伏屋新助知行所

同国同郡今津村小豆嶋屋貞太郎願出候証文銀出入、訴状請罷在、

対決可申付処、貸金銀之儀二付御下知有之、右取計方三奉行江承合候内之儀故、右訴状者浮ヶ置御座候、是迄当表二先訴有之もの者、

其段三奉行江掛合不差遣候得共、此度切金二相改り、幾口にても訴状為請候上者、縦日切等申付置候もの二而も、可差遣儀と八奉存候得共、右取計方始而之儀二付、此段申上置候、以上

亥八月

月番

鵜殿出雲守

曲淵甲斐守

(14) 神戸市立博物館所蔵「八田氏由緒書」(『大坂町奉行吟味伺書』(大阪市史史料第三十三輯)所収、大阪市史編纂所、一九九一年)一〇九 一〇頁。

(15) 同前、一〇九頁。

(16) 『徳川禁令考』後集第二、三〇六 三二二頁。

(17) この点については既に別の機会に指摘したことであるが、要点は以下のとおりである。『徳川時代』民事慣例集 動産ノ部(『司法資料』一九二号、一九三五年)一六二 一七一頁に「年度不詳」として収録されている。「貸金銀出入取計方大坂町奉行承合候儀二付評定所一座申上候書付」(「子十月」付)は、前註所引の二通の書付と同一のものであり(但し前註所引の第二の書付には末尾に「切金員数割合書付」が付されている点異なる)、しかして「子十月十六日」付書付の末尾には「別紙帳面書冊書付一通相添奉伺候」とあるが(一六三頁)、その註記に「本文ノ別紙帳面并書付八前件及次件ヲ云フ」とあり、その「前件」とは亥(明和三年)七月十九日付三奉行宛達書(註(12)所引)を指していることから、「子十月(十六日)」は明和五年であると考えられる。文化五年は子年ではなく辰年であるところから、これを文化元年の誤りとみる説もあったが、文化元年又は五年に大坂町奉行所の金銀出入取捌法が江戸の法制に倣って改正されたことを示す史料は他に見出すことができず、文化年間における大坂法が江戸法に倣って再改正したという事実は

- なかつたと断じてよい(前掲拙稿「近世私法史における『大坂法』の意義について」三三五頁註(16)、拙稿「西欧近代法受容の前提」一八〇頁註(47)を参照)。
- (18) 佐古慶三教授収集文書、請求記号A1 34。署名はないが、これも八田五郎左衛門家文書の一点かと思われる。
- (19) 熊谷光子「大坂町奉行所への諸届と『村々』」、『日本史研究』四二二号、一九九七年)六頁の記述は、この史料に基づいている。
- (20) 『明和撰要集』十二公事裁断之部(国立国会図書館蔵・旧索引継書)。
- (21) その内容については、布施弥平治編『百箇条調書』(新生社、一九六六六年)第一卷二七一頁、『大阪市史』(清文堂出版、一九七九年複製初版一九一一年)第一、八八頁、同第三、七七三頁、同第五、九九一〇頁、小早川欣吾「近世の裁判組織と審級及管轄に関する若干の考察(三・完)」、『法学論叢』三三卷四号、一九三五年)一〇一〇二頁等を参照、『明和撰要集』十二公事裁断之部には、明和七年正月から三月にかけての件について老中と三奉行の間で検討されていたことを示す史料が見える。更に、前掲「摂河泉播四ヶ国寺社家金銀出入其外諸出入御吟味者御取捌方之儀二付堺奉行江御懸ヶ合一件留目安方借借之写」には、堺奉行の管轄権との関係等についての「大坂町奉行と堺奉行の掛合(同年六月から翌明和八年八月まで)」が収録されている。
- (22) 『大日本近世史料 柳宮補任五』(東京大学出版会、一九六五年)四五頁。
- (23) 同前、四八頁。
- (24) 『棠蔭秘鑑』貞(御書付類)三十七、『徳川禁令考』別巻二〇〇頁。明和三年改正によって否定された遠国金銀出入の裁判管轄権についても、併せて旧に復すこととされているが、これについてはその後も経緯があり、遠国金銀出入の裁判管轄権の復活が最終的に確認されたのは天明元年のことであった(前掲拙稿「近世私法史における『大坂法』の意義について」三三〇-三三三頁参照)。
- (25) なお後年のことであるが、水野忠邦による天保改革に際して株仲間解散が令せられた際にも、江戸の勘定奉行・町奉行等との懸合において大坂町奉行は似たような対応の仕方を見せている。坂本忠久「大坂における『天保改革』政策の立案とその論議 近世後期の都市政策の課題」、『千葉大学法学論集』一六巻三号、二〇〇一年)に対する拙評(『法制史研究』五二号、二〇〇三年)二四四-二四六頁参照。
- (26) 『棠蔭秘鑑』貞(御書付類)三十七、『徳川禁令考』別巻二〇〇頁)。

〔付記〕本稿で引用紹介した史料の閲覧利用について種々御高配いただいた九州大学大学院法学研究院、大阪商業大学商業史博物館及び国立国会図書館の関係各位に、あらためて謝意を表する。